

# 新公会計制度による財務諸表に関する監査委員の報告書

## 1 趣旨

大阪府は、財政運営基本条例に基づき、府の財政運営について府民の府政への関心及び理解を深め、その信頼性を向上させることを基本としている。そのうち、透明性を確保する観点から、これまでの官庁会計による単式決算に関する書類に加え、平成 23 年度より大阪府財務諸表作成基準（以下「作成基準」という。）に基づき、複式簿記・発生主義・日々仕訳方式による財務諸表（以下「財務諸表」という。）を作成し、公表している。また、一般会計・特別会計歳入歳出決算を監査委員の審査（以下「決算審査」という。）に付する際には、その参考とするため、会計別の財務諸表その他規則で定める書類を添付している。

監査委員は、平成 24 年度の本庁等定期監査及び決算審査において各所属における事務処理の状況について確認するため、関係資料を入手し、その内容を検討し、担当者への質問等、適宜検討手続を実施している。その際、必要に応じて、新公会計制度に基づく財務情報を参考にした。例えば、本年度は、新公会計制度に基づく財務諸表による 2 年目の決算を公表することとなるため、前年度との比較分析等を実施している。そのほかに、当報告書では財務諸表の正確性を制度として確保する観点から、定期監査の中で新たに浮き彫りとなった課題や、前年度いくつか課題とされた事項について、その後の取組状況を確認し、とりまとめている。また、当年度財務諸表について前年度財務諸表との経年比較分析の結果を併せて記載している。

## 2 報告書作成に当たっての前提

大阪府の財務諸表は、財政運営基本条例第 25 条第 3 項の規定により、決算審査の参考資料として監査委員に提出されるものである。

また、同財務諸表は、発生主義、複式簿記、日々仕訳による会計処理など、これまでの官庁会計においては存在しなかった事務処理を円滑に行い、膨大な情報を集積して作成される。これらの作成プロセスにおいて、正確性を担保するための内部統制の機能は、いまだ十分に発揮されていない状況にある。

さらに、財務諸表に関する監査手続や手法も確立されていない。

以上のことから、財務諸表全体の正確性を確認することは困難であり、財務諸表の勘定残高等に対し、限定的に手続を実施した。

したがって、対象となる全所属のうち、一部の所属に対して、金額的又は性質的に重要な勘定を中心に、任意に事案を抽出して検討を行った。

なお、上記の手続の結果、財務諸表全体の適正性について保証を与えるものではない。

### 3 実施手続

#### (1) 定期監査における手続

一部の所属について平成 24 年度の財務諸表作成の基礎となる日々仕訳及び決算整理事項を抽出し、主に以下の観点から状況を確認した。

- ア 減損の兆候に関する判断に誤りがないか
- イ 引当金の基礎となる債権評価の区分は適切か
- ウ 棚卸資産の評価基準に従い、棚卸資産は評価されているか
- エ 建設仮勘定の精算漏れがないか
- オ 月次決算整理を含む作成過程は適切か

#### (2) 決算審査における手続

- ア 各会計合算財務諸表について、当年度財務諸表と前年度財務諸表との経年比較分析を実施した。
- イ 事業別財務諸表について、一部の事業を任意抽出し、当年度財務諸表と前年度財務諸表との経年比較分析を実施した。

### 4 対象範囲

#### (1) 定期監査

平成 25 年 5 月から 8 月までの定期監査における対象機関（本庁及び一部の出先機関）について検討を行った。

#### (2) 決算審査

平成 25 年 9 月初旬から 9 月中旬にかけて順次提出されたものから検討を行った。

### 5 実施結果

#### (1) 前年度課題についての改善状況

前年度の「新公会計制度による財務諸表に関する報告書」において課題とされた事項について、各部局での取組を確認した結果、以下のとおり一定の改善がみられる事項があった。

財務諸表の正確性を確保する観点から、今後も継続的な取組が必要である。

## ア 会計局における検査体制の強化

### (ア) 前年度課題事項の要約

会計局は、各部署が適切に出納事務を行っているかどうかについての検査権限を有しているが、今後は、新公会計制度の実務の定着をより一層推進する観点から、新公会計制度についても検査項目に含めていくことが期待される。

### (イ) 改善の状況

会計局は、会計実地検査において、新たに新公会計制度に関する検査項目を追加し、新公会計制度の更なる定着を図る取組がなされている。

## イ 各所属の独自ルールについて

### (ア) 前年度課題の要約

財務諸表は、「大阪府財務諸表作成基準及びその注解」、「開始貸借対照表作成要領」、「評価性引当金取扱要領」等の各種作成基準に基づいて作成されている。

しかし、これらの基準が財務諸表作成における方針を全て網羅している訳ではなく、各部署における特殊事情に対応するため、各部署で独自ルールの設定が行われていた。

各種作成基準との整合性については、会計局によりチェックされるべきである。

### (イ) 改善の状況

各部署が策定するルールについては、会計局で事前にチェックしており、各種作成基準との整合性を図るための取組が見受けられた。

## ウ 公有財産台帳管理システムへの登録方法について

### (ア) 前年度課題の要約

公有財産台帳管理システムへの固定資産登録単位について、固定資産の取得及びこれに関連する工事等を、個別の資産ごと、工事案件ごとに登録せず、当該建物及び関連工事として一括して登録する方法が従来から全庁的に行われていた。

固定資産に係る適切な会計処理、適切な現物管理を実施するため、固定資産は適切な単位ごとに個別具体的な名称で登録することを検討することが必要である。

### (イ) 改善の状況

従来、一括登録されていた建物及び関連工事等について、個別の資産ごとに分類した上で、公有財産台帳管理システムへの修正登録を行った部署が確認されている。

## (2) 減損会計に関する検討事項

固定資産の減損の実施に当たっては、まず、減損が生じている可能性を示す事象(以下、「減損の兆候」という。)があるかどうかについて、一体として機能する固定資産ごとに確認する(「減損処理取扱要領」(以下、「減損要領」という。)第4条)。

その結果、減損の兆候が認められた場合には、行政財産であれば将来の使用可能性(減損要領第5条第1項第1号)、普通財産であれば時価の回復可能性(減損要領第5条第2項第1号)を考慮して減損実施の可否を検討することとなる。

### ア 減損の兆候が不明な場合について

行政財産等の減損の兆候を示す事象の1つである「当該資産の使用可能性を著しく低下(おおむね計画の50%程度)させる変化があった場合」(減損要領第4条第2項(1)イ)について、減損処理取扱要領及び主なQ&A(以下、「減損要領Q&A」という。)は具体的な例を示しており、そのうちの1つに「建設途中の固定資産について、建設の大幅な延期が決定されたことや当初の計画に比べて著しく滞っていること」(減損要領Q&A A12(1)④)がある。

府では、事業計画のために先行取得した土地のうち、取得後30年以上経過しても未利用のものがあるが、これについては当初の事業計画期間が不明であるため、当初の計画に比べて著しく滞っているかどうか不明となる事を理由に、減損の兆候があるものとして取り扱われていない。

しかし、30年以上の長期にわたり未利用という実態からすれば、例え当初の計画期間が不明でも、著しく滞っている可能性を否定できるものではない。当初の事業計画期間が不明の場合でも、減損の兆候を把握する事のできるルールの整備について検討されたい。

### イ 減損の兆候のグルーピングについて

減損の兆候の確認は、原則として個々の資産ごとに行うが、「複数の固定資産が一体となってその行政サービスを提供するものと認められる場合には、これらの資産を一体として、減損の兆候を確認することができるものとする」(減損要領第4条第4項)とされている。

しかし、一体となって行政サービスを提供している複数の固定資産としてグルーピングされている資産の一部に、遊休状態になっている資産が存在するものがある。遊休状態になっている資産は目的とする行政サービスの提供に使用されていないため、「複数の固定資産が一体となってその行政サービスを提供するもの」にグルーピング

されるべきものではないと考えられる。

一体となって行政サービスを提供している複数の固定資産としてグルーピングされているものの一部について遊休資産がある場合は、実情に即した財政状況を表示する観点から、個別に行政財産の用途廃止の状況も勘案しながら減損会計の適用について検討されたい。

### (3) 評価性引当金に関する検討事項

新公会計制度適用下では、年度末に計上される債権の回収可能性を判断し、回収が困難とされる金額を不納欠損引当金や貸倒引当金として計上することになっている。債権の回収可能性の判断に当たっては、評価性引当金取扱要領にしたがって、債権を下表のように3つの区分に分類した上で、分類ごとに回収が困難であると見積もられる金額（要引当金額）を算定することになる。

| 債権の分類   | 分類の定義  | 要引当金額の算定方法  |
|---------|--|---|
| 一般債権    | 財政状態又は経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権                             | 過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する                              |
| 貸倒等懸念債権 | 破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権 | 債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額について、債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定する |
| 破産・更生債権 | 破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権          | 債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする                          |

#### ア 債権の区分について

引当金の算出方法は債権の分類により異なるため、債権の分類に誤りがあれば、引当金が適切に算出されないこととなる。しかし、債務者の財政状態や返済実績等を勘案せずに、貸倒等懸念債権等に該当するおそれのある債権を一般債権に分類している事例が見受け

られた。

債権の価値を財務諸表に適切に表すために、回収目標によるのではなく、債務者の財政状態や返済実績に応じて債権を適切に分類し、適切な不納欠損引当金や貸倒引当金を計上することが望ましい。

#### イ 破産・更生債権の表示について

破産・更生債権に分類される債権のうち、破産手続や民事再生手続等の対象となっているものや長期にわたり回収の可能性がないものについても、流動資産の貸付金及び未収入金に区分されている。破産更生債権等で1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなものについては、固定資産の投資その他の資産区分に計上することが望ましい。

#### (4) 棚卸資産に関する検討事項

府では販売用不動産が棚卸資産として取り扱われる。販売用不動産とは、造成した（造成中を含む。）販売目的用地等をいい、次に掲げる区分により計上する。

完成土地… 販売用不動産のうち、造成が完成した土地をいう。

未成土地… 販売用不動産のうち、造成が完成する前の土地をいう。

なお、正味売却価額が取得原価を下回っているときには、正味売却価額を貸借対照表価額とする（大阪府財務諸表作成基準第14条(7)）とされている。

しかし、一部の未成土地について、正味売却価額が取得原価を下回ることが予想されるものがあるにもかかわらず、正味売却価額の算定が困難であるとして、取得原価と正味売却可能価額の比較がなされず、評価損を計上していないものがあった。

財務諸表に未成土地の価値を適切に表すため、協議を進めて未成土地の評価を適切に行うことが望ましい。

#### (5) 建設仮勘定の精算未了について

建設仮勘定は、取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない（建設仮勘定取扱要領第4条）。

しかし、工事が完了し、供用が開始されているにもかかわらず、建設仮勘定に未精算として計上されたままとなっていたものがあった。

建設仮勘定が精算未了となっていた理由を確認し、建設仮勘定の精算漏れを防ぐための取組を強化されたい。

【詳細は 監査の結果 4 新公会計事務(2) 建設仮勘定の精算未了 参照】

## (6) 月次決算整理について

月次決算整理は各所属の年次決算整理における事務の平準化、財務諸表の正確性の向上に役立つものと考えられることから、会計局は大阪府新公会計制度決算整理事務マニュアルに月次決算整理の具体的な手続を規定している。

しかし、月次決算手続の実施は、各所属の判断に任されているため、月次決算整理を毎月実施していない所属がある。また、担当者は財務会計システムによる修正等を毎月実施しているものの、結果の記録と所属長に対する報告が行われていない所属があった。

【詳細は 監査の結果 4新公会計事務(1)月次決算の記録・報告漏れ 参照】

また、月次決算整理手続は、年度末への事務処理の集中を避け、早期に処理誤りを発見し、その原因を把握できることから、決算の早期化と財務諸表の正確性を向上するために有用な事務である。そのため、全ての所属で同じような作業が毎月必要ではないとしても、所属の事情に応じて必要な項目を見極め、月次決算を有効に利用するよう、積極的に取り組まれない。

## 6 新公会計制度による財務諸表の経年分析について

### (1) 各会計合算財務諸表について

【財務情報ハイライト】

(単位：億円)

|                | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|----------------|----------|----------|
| 主要な決算指標        |          |          |
| (貸借対照表)        |          |          |
| 総資産            | 83,029   | 84,674   |
| 純資産            | 15,697   | 15,711   |
| (行政コスト計算書)     |          |          |
| 行政収入           | 20,629   | 20,121   |
| 行政費用           | 21,287   | 21,192   |
| 行政収支差額         | △657     | △1,072   |
| 通常収支差額         | △1,490   | △1,872   |
| 当期収支差額         | △1,242   | 14       |
| (キャッシュ・フロー計算書) |          |          |
| 行政サービス活動収支差額   | △351     | △811     |
| 投資活動収支差額       | △244     | △402     |
| 財務活動収支差額       | 714      | 1,362    |
| 形式収支           | 289      | 332      |
| 主要な財務分析指標      |          |          |
| 純資産比率          | 18.9%    | 18.6%    |

|                   |      |        |
|-------------------|------|--------|
| 事業用資産老朽化比率        | 44%  | 46%    |
| インフラ資産老朽化比率       | 49%  | 50%    |
| 府民1人当たり費用         | 25万円 | 27万円   |
| 行政活動キャッシュ・フロー収支差額 | △595 | △1,213 |

大阪府では、将来世代に負担を先送りすることなく、かつ将来的にも安定的かつ健全な財政運営を確保するため、府独自の財務指標を設定し、予算編成段階で活用している。しかし、これらの指標に対し、新公会計制度により得られる財務情報を用いた財務指標は、ストック情報も充実した有用な指標であり、これらの観点で当年度の財務諸表から大阪府の財政状態等を読み取る際には例として以下の指標が参考となる。

ア 世代間負担の公平性：純資産比率

当年度は、行政コスト計算書上の当期収支差額が14億円となり、貸借対照表上の純資産が同額増加したものの、地方債の発行等により負債が1,631億円増加した結果、純資産比率は18.6%と、前年度末に比べて0.3ポイント低下した。純資産比率の低下は総資産に占める将来世代の負担割合の増加を示している。

イ 財政の持続可能性：行政活動キャッシュ・フロー収支差額

府債の元利償還額を除いた歳出と、府債発行収入を除いた歳入のバランスを見る指標である行政活動キャッシュ・フロー収支差額（プライマリーバランス）は△1,213億円となっており、前年度に比べて619億円赤字額が増加している。これは主に、行政収入である国庫支出金172億円の減少、行政支出である税連動支出1,797億円の増加、負担金・補助金・交付金等1,359億円の減少等によるものである。

【貸借対照表】

(単位：億円)

| 科目          | 平成23年度 | 平成24年度 | 増減額  |
|-------------|--------|--------|------|
| <b>資産の部</b> |        |        |      |
| 流動資産        | 4,429  | 5,221  | 792  |
| 現金預金        | 646    | 704    | 58   |
| 基金          | 2,433  | 3,360  | 928  |
| その他         | 1,350  | 1,156  | △194 |
| 固定資産        | 78,600 | 79,453 | 853  |
| 事業用資産       | 22,547 | 22,508 | △39  |
| インフラ資産      | 41,836 | 42,801 | 965  |
| 建設仮勘定       | 2,155  | 2,036  | △119 |
| 投資その他の資産    | 11,835 | 11,909 | 75   |



|              |        |        |        |
|--------------|--------|--------|--------|
| その他          | 227    | 198    | △29    |
| 資産の部合計       | 83,029 | 84,674 | 1,645  |
| <b>負債の部</b>  |        |        |        |
| 流動負債         | 5,328  | 8,823  | 3,494  |
| 地方債          | 4,301  | 8,068  | 3,767  |
| 賞与引当金        | 439    | 430    | △9     |
| その他          | 589    | 325    | △264   |
| 固定負債         | 62,003 | 60,140 | △1,863 |
| 地方債          | 54,459 | 53,301 | △1,158 |
| 長期借入金        | 192    | -      | △192   |
| 退職手当引当金      | 7,109  | 6,592  | △517   |
| その他          | 243    | 247    | 4      |
| 負債の部合計       | 67,332 | 68,962 | 1,631  |
| <b>純資産の部</b> |        |        |        |
| 純資産          | 15,697 | 15,711 | 14     |
| 純資産の部合計      | 15,697 | 15,711 | 14     |
| 負債及び純資産の部合計  | 83,029 | 84,674 | 1,645  |

当年度末における総資産は、前年度末に比べ1,645億円増加の8兆4,674億円となった。流動資産は前年度末に比べて792億円増加の5,221億円、固定資産は前年度末に比べて853億円増加の7兆9,453億円となっている。

流動資産の増加の主な要因は、翌年度に償還期限が到来する地方債の償還財源として充当される減債基金の積立て等による増加878億円、箕面北部丘陵整備事業特別会計において棚卸資産（未成土地）の計上方法を時価評価に変更したことに伴う過去分（平成19年から平成23年）の減額251億円等である。

また、固定資産の増加の主な要因は、まずインフラ資産について、道路事業・港湾事業・流域下水道事業において過年度の計上金額を修正（道路事業に関する土地352億円及び工作物547億円、港湾事業に関する土地425億円及び工作物22億円、流域下水道事業に関する土地△240億円及び工作物△380億円）したこと等により、前年度末に比べて965億円増加したことが大きい。また、建設仮勘定について、道路事業における工事の着手による増加107億円（都市計画道路大和川線シールド工事58億円ほか）、河川砂防事業における完工による減少202億円（二級河川春木川改修工事34億円ほか）により、前年度末に比べて119億円減少していること等も固定資産の増加要因として挙げられる。

当年度末の負債合計は前年度末に比べて1,631億円増加の6兆8,962億円となった。流動負債は前年度末に比べて3,494億円増加の8,823億円、固定負債は前年度末に比べて1,863億円減少の6兆140億円となっている。

負債合計が増加した主な要因は、地方債の増加 2,609 億円、及び当年度に中途退職者が多かったことによる退職手当引当金の減少 517 億円等である。なお、流動負債の内、その他の金額が 264 億円減少しているが、これは前年度において財務会計システム上のデータと公有財産システム上のデータの照合過程にて生じた不明残高が当期において解消したことによる減少 235 億円が主な要因となっている。

結果として、当年度末における純資産は、前年度末に比べ 14 億円増加し、1 兆 5,711 億円となった。

また、各会計合算の貸借対照表上、総資産は 8 兆 4,674 億円であり、その内、固定資産は 7 兆 9,453 億円（総資産の 93.8%）となっており、総資産に占める固定資産の割合は前年度に比べて 0.8 ポイント減少している。また、流動負債及び固定負債として計上されている地方債の合計は 6 兆 1,369 億円（負債総額の 89.0%）であり、負債全体に占める割合は前年度に比べて 1.8 ポイント増加した。

【行政コスト計算書】

(単位：億円)

| 科目            | 平成 23 年度      | 平成 24 年度      | 増減額          |
|---------------|---------------|---------------|--------------|
| <b>行政収支の部</b> |               |               |              |
| <b>行政収入</b>   | <b>20,629</b> | <b>20,121</b> | <b>△509</b>  |
| 地方税           | 12,092        | 12,384        | 292          |
| 地方譲与税         | 1,172         | 1,212         | 40           |
| 地方交付税         | 2,973         | 2,844         | △128         |
| 国庫支出金         | 2,229         | 2,057         | △172         |
| その他           | 2,164         | 1,624         | △540         |
| <b>行政費用</b>   | <b>21,287</b> | <b>21,192</b> | <b>△94</b>   |
| 税連動費用         | 1,939         | 3,736         | 1,797        |
| 給与関係費         | 6,987         | 6,831         | △156         |
| 負担金・補助金・交付金等  | 7,373         | 5,982         | △1,391       |
| 減価償却費         | 1,566         | 1,567         | 1            |
| その他           | 3,422         | 3,077         | △345         |
| 行政収支差額        | △657          | △1,072        | △414         |
| <b>金融収支の部</b> |               |               |              |
| 金融収入          | 5             | 7             | 3            |
| 金融費用          | 837           | 807           | △30          |
| 金融収支差額        | △832          | △800          | 32           |
| <b>通常収支差額</b> | <b>△1,490</b> | <b>△1,872</b> | <b>△382</b>  |
| <b>特別収支差額</b> | <b>248</b>    | <b>1,886</b>  | <b>1,638</b> |
| <b>当期収支差額</b> | <b>△1,242</b> | <b>14</b>     | <b>1,256</b> |

当年度における行政コスト計算書上の当期収支差額については、前年度に比べて1,256億円改善し、14億円となった。行政収支の部は前年度に比べて414億円コストが増大して1,072億円の赤字、金融収支の部は前年度に比べて32億円コストが減少したものの800億円の赤字、特別収支差額は前年度に比べて1,638億円収入が増加して1,886億円の黒字となっている。

行政収支の部においてコストが増大した主な要因は、私学振興事業における補助金の増加77億円、高齢者福祉事業・国民健康保険事業における事務費などの増加345億円等である。

金融収支の部においてコストが減少した主な要因は主として地方債利息・手数料が28億円減少したこと等により、金融費用が30億円減少したことにある。

特別収支差額において収入が増加した主な要因は、過年度修正等によりその他特別収入が2,839億円増加し、その他特別費用が1,527億円増加したことの差額等である。これは主に公有財産台帳管理システムに記載されている資産の現物確認、台帳への登載を自己点検した際に発見された、インフラ資産の登録誤りについて修正したものである。

なお、当期収支差額14億円は貸借対照表における純資産の当年度の増加額と一致している。

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：億円)

| 科目                | 平成23年度 | 平成24年度 | 増減額    |
|-------------------|--------|--------|--------|
| <b>行政サービス活動</b>   |        |        |        |
| 行政収入              | 20,640 | 20,096 | △544   |
| 行政支出              | 20,156 | 20,105 | △51    |
| 金融収入              | 5      | 7      | 3      |
| 金融支出              | 840    | 809    | △31    |
| 特別収入              | —      | 1      | 1      |
| 特別支出              | 0      | 2      | 1      |
| 行政サービス活動収支差額      | △351   | △811   | △460   |
| <b>投資活動</b>       |        |        |        |
| 投資活動収入            | 6,965  | 6,185  | △780   |
| 投資活動支出            | 7,209  | 6,587  | △621   |
| 投資活動収支差額          | △244   | △402   | △159   |
| 行政活動キャッシュ・フロー収支差額 | △595   | △1,213 | △619   |
| <b>財政活動</b>       |        |        |        |
| 財政活動収入            | 8,934  | 7,724  | △1,210 |
| 財政活動支出            | 8,220  | 6,362  | △1,858 |

|            |       |       |     |
|------------|-------|-------|-----|
| 財政活動収支差額   | 714   | 1,362 | 648 |
| 収支差額合計     | 119   | 148   | 29  |
| 前年度からの繰越金  | 170   | 183   | 14  |
| 形式収支       | 289   | 332   | 43  |
| 歳入歳出外現金受入額 | 3,094 | 3,222 | 128 |
| 歳入歳出外現金払出額 | 2,737 | 2,850 | 113 |
| 再計         | 646   | 704   | 58  |

当年度末における現金預金の残高は、前年度末に比べ 58 億円増加し、704 億円となった。

行政サービス活動収支差額は、地方交付税の減少 128 億円、国庫支出金の減少 172 億円等による 460 億円の減少、投資活動収支は公共施設など整備支出の増加 66 億円、基金積立金の増加 89 億円等により 159 億円減少し、財政活動収支差額は減債基金繰入金（取崩額）の減少 648 億円等により、648 億円の増加となっている。なお、キャッシュ・フロー計算書における前年度及び当年度の再計の金額は、貸借対照表における現金預金の残高と一致している。

【各会計合算 官庁会計、キャッシュ・フロー計算書、行政コスト計算書の各収支の関係】  
(単位：億円)

| 官庁会計  | キャッシュ・フロー計算書 | 行政コスト計算書 |
|-------|--------------|----------|
| 形式収支  | 形式収支         | 当期収支差額   |
| a 332 | b 332        | c 14     |

官庁会計である歳入歳出決算上の形式収支は 332 億円の黒字であり、年間の現金収支を示すキャッシュ・フロー計算書上の形式収支と同額となる（上記 a 及び b）。

一方、投資活動や財務活動を除き、一会計年度において行政活動に要した費用（人件費、減価償却費、地方債利子等を含む。）とその財源として得られた税収入、行政費用の財源として充当する国庫支出金等の収入及びその差額を表す書類である行政コスト計算書では、当期収支差額は 14 億円の黒字となっている（上記 c）。

この要因としては二つあり、一つは、官庁会計上の歳出額が現金支出のみを対象としているのに対して、行政コスト計算書の費用がフルコストを計上していることによるものである。主な内容としては固定資産に係る減価償却費、債権に係る引当金（不納欠損引当金、貸倒引当金）及び人件費に係る引当金（賞与引当金、退職給与引当金）などの非資金取引に係る処理の相違がある。二つ目として、官庁会計では、行政コスト計算書に計上されない貸付金や出資金など投資活動や府債の発行及び償還など財務活動に伴う資金の出入りが含まれていることによるものである。

このような相違を踏まえ、大阪府の決算及び財政状況を検証・分析し、今後の行財政運営に役立てていくことが求められる。

(2) 事業別財務諸表について

大阪府の財務諸表は、財務諸表の基礎的な作成単位が「会計別かつ所属別かつ事業別」となっており、事業別・組織別等、必要な単位に応じた精緻な分析が可能となっている。事業別財務諸表について、以下のとおり3事業を任意に抽出し分析を行っている。

ア こころの健康総合センター管理運営事業

大阪府こころの健康総合センターは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第6条に規定される精神保健福祉センターであり、精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るため、精神保健及び精神障がい者の福祉に関する知識の普及、調査研究、相談及び指導などを行っている施設である。

平成24年度における当事業の財務諸表の概要は次のとおりである。

(単位:億円)

|                | 平成23年度 | 平成24年度 | 増減額 |
|----------------|--------|--------|-----|
| 主要な決算指標        |        |        |     |
| (貸借対照表)        |        |        |     |
| 総資産            | 28     | 28     | △0  |
| 総負債            | 24     | 23     | △1  |
| 純資産            | 4      | 5      | 1   |
| (行政コスト計算書)     |        |        |     |
| 行政収入           | 1      | 1      | △0  |
| 行政費用           | 3      | 6      | 2   |
| 行政収支差額         | △3     | △5     | △2  |
| 金融収支差額         | △1     | △1     | 0   |
| 特別収支差額         | △0     | -      | 0   |
| 当期収支差額         | △4     | △6     | △2  |
| 一般財源等配分調整額     | 4      | 5      | 1   |
| (キャッシュ・フロー計算書) |        |        |     |
| 行政サービス活動収支差額   | △4     | △5     | △1  |
| 投資活動収支差額       | -      | -      | -   |
| 財務活動収支差額       | -      | -      | -   |
| 一般財源等配分調整額     | 4      | 5      | 1   |
| 形式収支           | -      | -      | -   |

当期末における貸借対照表について、総資産に著しい増減は見られなかった。総負

債は地方債の償還により1億円減少し、23億円となった。結果として純資産は1億円増加して5億円となった。

当年度における行政コスト計算書について、主として給与関係費、負担金・補助金・交付金等および退職手当引当金繰入額の増加により、行政費用は前年度に比べて2億円増加し、6億円となった。これらを主な要因とし、当期収支差額は昨年より2億円減少し、△6億円となった。

当年度におけるキャッシュ・フロー計算書について、行政サービス活動収支差額が前年度に比べて1億円減少し、△5億円となった。これは給与関係費、負担金・補助金・交付金等の増加によるものである。また、一般財源等配分調整額は事業全体のキャッシュ・フロー赤字額と同額となっており、当事業のキャッシュ・フロー不足額は一般財源等から充当されていることが把握できる。

#### イ 流域下水道事業（流域下水道事業特別会計）

大阪府は、昭和40年に全国に先駆け、複数の市町村から発生する下水を集約して効率よく処理する「流域下水道事業」に寝屋川流域地区にて着手し、現在では大阪府全体の下水道普及率は90%以上となっている。

平成24年度における当事業の財務諸表の概要は次のとおりである。

(単位：億円)

|                | 平成23年度 | 平成24年度 | 増減額  |
|----------------|--------|--------|------|
| 主要な決算指標        |        |        |      |
| (貸借対照表)        |        |        |      |
| 総資産            | 11,898 | 11,378 | △520 |
| 総負債            | 2,075  | 1,999  | △77  |
| 純資産            | 9,823  | 9,380  | △443 |
| (行政コスト計算書)     |        |        |      |
| 行政収入           | 316    | 227    | △89  |
| 行政費用           | 907    | 938    | 31   |
| 行政収支差額         | △591   | △710   | △119 |
| 金融収支差額         | △42    | △39    | 3    |
| 特別収支差額         | 24     | △119   | △143 |
| 当期収支差額         | △432   | △691   | △259 |
| (キャッシュ・フロー計算書) |        |        |      |
| 行政サービス活動収支差額   | △207   | △326   | △119 |
| 投資活動収支差額       | △103   | △18    | 84   |
| 財務活動収支差額       | 127    | 170    | 42   |
| 収支差額合計         | △182   | △174   | 7    |
| 一般会計からの繰入金     | 180    | 179    | △1   |
| 前年度からの繰越金      | 21     | 16     | △4   |
| 形式収支           | 17     | 20     | 3    |

当年度末における貸借対照表について、総資産は前年度に比べて 520 億円減少して 1 兆 1,378 億円となった。これは減価償却によるインフラ資産の減少 443 億円が主な要因である。負債は地方債の償還等により前年度に比べて 77 億円減少して 1,999 億円となった。結果として、純資産は前年度に比べて 443 億円減少して 9,380 億円となった。

当年度における行政コスト計算書について、行政収入は主として過年度修正による国庫支出金の 77 億円減少の影響により、前年度に比べて 89 億円減少して 227 億円となった。行政費用は主として繰出金が 35 億円増加した影響により、31 億円減少して 938 億円となった。結果として、行政収支差額は△710 億円となった。金融収支差額に著しい増減は見られず、前年度に比べて 3 億円増加して△39 億円となった。特別収支差額は過年度の処理誤りを修正したことにより 143 億円減少して、△119 億円となった。結果として、当期収支差額は前年度に比べて 259 億円減少し、△691 億円となった。

当年度におけるキャッシュ・フロー計算書について、行政サービス活動収支差額が主として過年度修正に伴う国庫支出金の減少 77 億円、繰出金の増加 35 億円の影響により、前年度と比べて 119 億円減少して△326 億円となった。投資活動収支差額は主として国庫支出金の過年度修正に伴う国庫支出金の増加 81 億円の影響により、前年度に比べて 84 億円増加して△18 億円となった。財務活動収支差額は地方債発行額の増加により 42 億円増加して 170 億円となった。結果として、収支差額合計は前年度に比べて 7 億円増加し、△174 億円となった。

#### ウ 母子寡婦福祉事業（母子寡婦福祉資金特別会計）

当事業では、母子家庭の母や寡婦の方の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している子の福祉を増進するため、母子寡婦福祉資金の貸付けを行っている。

平成 24 年度における当事業の財務諸表の概要は次のとおりである。

(単位：億円)

|                | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 増減額 |
|----------------|----------|----------|-----|
| 主要な決算指標        |          |          |     |
| (貸借対照表)        |          |          |     |
| 総資産            | 83       | 82       | △1  |
| 総負債            | 55       | 55       | -   |
| 純資産            | 28       | 27       | △1  |
| (行政コスト計算書)     |          |          |     |
| 行政収入           | 0        | 0        | 0   |
| 行政費用           | 4        | 1        | △3  |
| 行政収支差額         | △4       | △1       | 3   |
| 金融収支差額         | -        | -        | -   |
| 特別収支差額         | -        | -        | -   |
| 当期収支差額         | △4       | △1       | 3   |
| (キャッシュ・フロー計算書) |          |          |     |
| 行政サービス活動収支差額   | △0       | △0       | △0  |
| 投資活動収支差額       | △3       | 0        | 3   |
| 財務活動収支差額       | 3        | -        | △3  |
| 収支差額合計         | △0       | △0       | 0   |
| 一般会計からの繰入金     | 1        | 0        | △1  |
| 前年度からの繰越金      | 4        | 5        | 1   |
| 形式収支           | 5        | 6        | 1   |

当年度末における貸借対照表について、著しい増減が見られる項目はなかった。

当年度における行政コスト計算書について、行政収入は著しい増減が見られる項目はなかった。行政費用は主として不納欠損引当金繰入額の減少 4 億円、貸倒引当金繰入額の増加 2 億円の影響により、3 億円減少して 1 億円となった。結果として、行政収支差額は△ 1 億円となった。金融収支差額、特別収支差額は該当項目がなかった。結果として、当期収支差額は前年度に比べて 3 億円増加し、1 億円となった。

当年度におけるキャッシュ・フロー計算書について、行政サービス活動収支差額に著しい増減が見られる項目はなかった。投資活動収支差額は主として当期の貸付に伴う支出が 3 億円減少した結果、前年度に比べて 3 億円増加した。財務活動収支差額は当期に地方債の発行による収入が発生しなかったため、0 となっている。結果として、収支差額合計は前年度に比べて著しい増減はなく、また収支差額も少額であった。

以上